

# 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律

(平成一六年一二月一 日法律第一六六号)(衆)

## 一、提案理由(平成一六年一二月一七日・衆議院厚生労働委員会)

鈴木(俊)議員 たいだいま議題となりました特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の国民年金制度は昭和三十六年に創設以後、原則、二十歳以上六十歳未満の自営業者等をその対象としてきたところでありますが、制度創設時において、諸般の事情を総合的に勘案の上、学生や被用者の配偶者は任意加入の対象としてまいりました。これらの方々については、その後の制度の発展に伴い、現在は強制加入とされておりますが、こうした国民年金制度の発展過程において、制度の対象としつつも、強制加入ではなく任意加入とされていた結果として、加入していなかったために障害年金や障害基礎年金の受給権を有していない障害者が生じております。このため、こうした国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増進を図ることとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、本法の対象となる特定障害者とは、その傷病に係る初診日において任意加入制度の対象とされていた、被用者年金各法の被保険者等の配偶者または大学等に在籍する生徒もしくは学生で国民年金制度に加入していなかったものであって、六十五歳に達する日の前日までにおいてその傷病等により現に障害等級一級または二級の障害状態にあるものとしております。

第二に、国は、特定障害者に対し、月を単位として特別障害給付金を支給するものとし、その額は、一月につき、障害等級が一級の者には五万円、二級の者には四万円とすることとしております。また、特別障害給付金の額につきましては、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとしております。

第三に、特定障害者の前年の所得が政令で定める額を超えるときまたは特定障害者が国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付を受けることができるときは、特別障害給付金の額の全部または一部を支給しないこととしております。

第四に、特別障害給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担することとしております。

第五に、障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられるべきものとしております。

以上のほか、特別障害給付金の給付を受けている者に係る国民年金保険料の免除に関

する特例、受給権の保護、公課の禁止等の所要の規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告（平成一六年一二月二五日）

鴨下一郎君 ただいま議題となりました特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の福祉の増進を図るため、これらの者に特別障害給付金を支給するものであり、その主な内容は、

第一に、特定障害者とは、国民年金の任意加入制度の対象であった被用者の配偶者または学生であって、制度に加入していなかったもののうち、障害の程度が障害等級一級または二級に該当する者とする事、

第二に、国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給するものとし、その額は、一月につき、障害等級が一級の者は五万円、二級の者は四万円とする事、

第三に、特別障害給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担すること等であります。

本案は、第百五十九回国会に提出され、六月十一日本委員会に付託されましたが、継続審査となっていたものであります。

今国会におきまして、十一月十七日提出者鈴木俊一君から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りました。

なお、質疑は、泉房穂君外二名提出の無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案とあわせて行われました。

その後、本案について、去る十九日に質疑を終局したところ、大村秀章君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の共同提案により、附則の検討条項について、「特定障害者以外の障害者」の例示として「日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者」を掲げるとともに、「今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるもの」とする修正案が提出されました。

次いで、内閣の意見を聴取し、原案及び修正案について討論を行った後、採決を行い、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

## 委員会修正の提案理由（平成一六年一二月一九日）

五島委員 ただいま議題となりました特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関

する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明いたします。

修正の要旨は、附則第二条の検討条項について、「特定障害者以外の障害者」に「日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者」を明記するとともに、「今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるもの」を加えるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

附帯決議（平成一六年一一月一九日）

政府は、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者の福祉の増進を図ることは喫緊の課題であるとの認識の下、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情を踏まえ、国民年金制度に加入できなかった在日外国人その他の特定障害者以外の無年金障害者に対する福祉的措置については、本法の附則の規定に基づいて、早急に検討を開始し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 二 国民年金に加入できなかった在日外国人及び在外邦人を含む現在無年金となっている高齢者の社会保障制度における位置付けについても所要の検討を行うこと。
- 三 障害者の基礎的な生活の支えとなる特別障害給付金の額については、今後の障害基礎年金等の水準の推移を踏まえて検討すること。
- 四 本法の施行に当たっては、申請窓口となる市町村との連携を図りつつ、特別障害給付金の制度についての周知徹底を図るとともに、受給者が障害を有することに配慮して、請求手続の簡便化・迅速化等に努めること。
- 五 今後、無年金障害者が発生することがないように努めること。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一六年一二月三日）

岸宏一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本法律案は、国民年金制度の発展過程において、任意加入とされていた学生や専業主婦の中に、障害基礎年金等の受給権を有しない障害者が存在している事情にかんがみ、こうした特定の障害者に対し特別障害給付金を支給しようとするものであります。

なお、衆議院において、附則の検討条項に「日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者」を明記する等の修正が行われております。

委員会におきましては、立法化に至った経緯、本法の対象とならない在日外国人への対応、無年金障害者に関する実態調査の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年一二月一日）

政府は、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者の福祉の増進を図ることは喫緊の課題であるとの認識の下、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情を踏まえ、国民年金制度に加入できなかった在日外国人その他の特定障害者以外の無年金障害者に対する福祉的措置については、本法の附則の規定に基づいて、早急に検討を開始し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

二、国民年金に加入できなかった在日外国人及び在外邦人を含む現在無年金となっている高齢者の社会保障制度における位置付けについても所要の検討を行うこと。

三、特定障害者の基礎的な生活の支えとなる特別障害給付金の額については、今後の障害基礎年金等の水準の推移を踏まえて検討すること。

四、本法の施行に当たっては、申請窓口となる市町村との連携を図りつつ、特別障害給付金の制度についての周知徹底を図るとともに、受給者が障害を有することに配慮して、請求手続の簡便化及び認定の迅速化等に努めること。

五、今後、無年金者及びその可能性のある者の実態に関する調査を行うとともに、無年金者が発生することがないように、万全の体制整備に努めること。

右決議する。